

町田市

2021年1月 第94号

農業委員会だより

発行・編集：町田市農業委員会・農業委員会だより編集委員会
町田市森野2-2-22 TEL：042-724-2169

新年を迎えて ～町田市農業委員会会長 吉川庄衛～

農家の皆様、あけましておめでとうございます。

昨年は新型コロナウイルス感染症拡大という、世界中がこれまでに経験したことがない1年となりました。農家の皆様にも少なからず影響があったことと思います。しかしながら、市内産農作物が見直される契機となった1年でもありました。

新年を迎えられたことを心からお喜び申し上げるとともに、1日も早く日常が戻り、2021年が実り多い1年となりますよう祈念いたしております。

さて、皆様もご存じのとおり、近年、都市農地を巡る制度改正が相次いで行われました。農家の為に具体的にその活用がされるよう、町田市農業委員会では周知活動等努力をして参りました。

生産緑地についてですが、指定面積要件と一団性要件が緩和されてから2年目となった昨年度は約1.3ha追加され、本年は1月1日告示によると約1.2haの追加指定がありました。3年続いて1ha以上の追加は、都内でも他に例のない追加面積であります。しかし、相続税などを納める為に生産緑地の指定解除が1年間で約6haあり、近年同程度の減少が続いています。都市に農地はあるべきものという基本法の理念とは逆行した現象が依然として毎年続き、生産緑地は減少し続けております。

生産緑地指定30年到来前に10年延長する特定生産緑地の申し出ですが、昨年3月末までの第1回目の受付状況は、832件のうち、617件（約74%）となっています。現在、平成4年度指定は最終となる第2回申し出を3月末まで受付中であり、当面土地利用をお考えでない方が、この申し出をしない場合、相続時に、相続税納税猶予が受けられなくなります。更に、固定資産税が宅地並みに課税される事になります。特定生産緑地の指定を受けても、従来通り死亡や故障で指定解除が出来ますので、相続税納税猶予適用農地は必ず指定を申し出ることが肝要と思います。

高齢になり耕作が困難になっても、都市農地貸借円滑化法を活用して、相続税納税猶予適用を受けている生産緑地を貸すことが出来ます。すでに8件の事例があります。また、農家開設型の市民農園が3件開設され、合計約2.5haになります。この法律は、農業委員会の決定を経て活用出来ることになっております。農地を貸しても借地権等が発生しないメリットもあります。制度を有効適切に活用し、都市農地の中で懸命に努力を続けている農家が、安心して経営が継続されるよう、また、先祖から受け継いだ農地を守ってきた農家が報われるよう、皆様の意見をお聞きし、国や都へ要望を続けていきたいと思っております。

農地に関する事は、地元の委員や農業委員会事務局にぜひご相談ください。農家の立場に立ってご助言やご指導もさせていただいておりますので、ご理解の程お願い申し上げます。

農家の皆様のたゆまぬ努力によって培われてきた町田市農業を更に発展させるために、農地の保全と農業振興を図るための課題の解決に取り組んでまいります。

農家の皆様、J A町田市、関係団体や関係機関のご協力を頂きながら委員一同努力して参ります事をお誓いし、年頭の挨拶とさせていただきます。



特定生産緑地の申請は3月末が締切です！

平成4年指定の生産緑地を特定生産緑地に移行を希望される方は**2021年3月31日までに申請書を提出していなければ特定生産緑地の指定を受けることができなくなります。**

指定を希望される方はお忘れの無いようご注意ください。

(申請書は平成4年、5年指定の生産緑地を所有している方にお送りしています。)

申請書に記載されている生産緑地のすべて(平成4年、5年指定分)を特定生産緑地に移行しない場合、「特定生産緑地の指定を希望しない旨の確認書」の提出にご協力をお願いします。

【特定生産緑地についてのお問い合わせ】土地利用調整課 電話：042-724-4254

※窓口での個別相談等をご利用することもできます。

生産緑地制度と相続税納税猶予制度は、違う法律に基づく別々の制度です。**納税猶予適用農地であっても自動的に特定生産緑地に指定されるものではありません。**

相続税納税猶予の適用農地が生産緑地指定から30年を経過しても、納税猶予制度は引き続き適用されているため、終身営農の義務も継続しています。営農を継続しても、特定生産緑地の指定を受けなければ、固定資産税は宅地並みになり、**次の相続の時に納税猶予の適用を受けられなくなります。**納税猶予を受けている方は特定生産緑地の指定申請を提出されることをお勧めしております。

【相続税納税猶予制度についてのお問い合わせ】農業委員会事務局 電話：042-724-2169

市街化区域の農地を生産緑地にしませんか ～追加指定の事前募集を行います～

追加指定が可能な農地とは

新規対象農地	以下の項目を満たす必要があります。
	① 同一街区内または隣接街区を含めた区域で一団として300㎡以上が確保できること。(一団と認められるか否かは申し込み後に市で確認します。)
	② 登記及び固定資産税の課税の地目が田・畑(農地)であり、現に耕作されていること。
	③ 市街化区域内の農地であること。
	④ 30年以上の営農が期待できること。
⑤ 連坦しない個々の農地面積は100㎡以上の一筆単位であること。	
再指定対象農地	次のいずれも対象となります。
	○過去に生産緑地を解除した農地
	○農地転用届け出済み農地(農地継続の確認のため別途「申出書」が必要です。)

事前募集の期間等について(期間厳守)

願書配布場所：町田市役所9階905農業振興課(町田市ホームページでもダウンロード可)

事前募集日時：2021年1月12日(火)～1月29日(金)まで(土・日・祝日を除く)

受付場所：町田市役所9階905農業振興課

受付時間：8:30～17:00(12:00～13:00を除く)

提出書類：生産緑地地区指定願書、案内図

公図写し・全部事項証明書(発行から3ヶ月以内の原本)

申出書(農地転用届出済み農地の場合)

米作り農業体験～稲刈り・収穫祭～

昨年の春から忠生公園内の田んぼで実施している「米作り農業体験」では、9月27日（日）に稲刈り、11月29日（日）に収穫祭を行いました。

稲刈りは鎌を使った中腰の大変な作業で、今回は前日に雨が降ったため、ぬかるんだ田に足を取られて転ぶお子様もあり、例年よりきつい作業となりましたが、皆さん楽しそうでした。

刈り取った稲は乾燥させ、脱穀、粳摺り、精米の工程を経て白くて美味しいお米になります。

収穫祭では、収穫したお米を使用し、恒例の餅つきを行いました。米作り農業体験の一連の作業について、参加者からは「大変だった。」という感想もいただきましたが、身をもって米作りの大変さを体験することで、食の大切さをご理解いただけたようです。

今年も多くの方のご参加を期待しております。詳細は市の「広報まちだ」でお知らせします。



稲刈りの様子



収穫祭の様子（のし餅作り）



掛け干しの様子



収穫祭の様子（餅つき）

小学生にわら細工指導を行いました

昨年12月に、農業委員・農地利用最適化推進委員が、小山田小学校、小山田南小学校、町田第三小学校の5年生に、わら細工指導を行いました。稲わらは、米作り農業体験で刈り取った稲を活用しています。

子供たちは苦戦しつつも、一生懸命に「正月飾り作り」や「縄作り」に取り組みました。

わら細工を体験することで、少しでも農業に興味を待っていただければと思います。



委員が説明している様子



完成品



農業振興課よりお知らせ

～ 研修農場 研修生募集 ～

- 概要：市が開設した研修農場で、一般的な栽培技術を学びます。農家の後継者、営農者、新たに農業経営を目指す方向けです。
 - 対象：市内在住で、小野路町の研修農場に通うことができ、農家を支援する営農活動や農業経営を目指す方。
 - 研修期間：2021年4月～2023年2月（1年11か月）
 - 場所・定員：町田市農業研修農場（小野路町278番） 募集人員13人（選考）
- ※研修は、毎週土曜日午前9時～11時30分（7～9月は午前8時～11時）。詳細は、2021年1月15日配布予定の募集案内をご覧ください（農業振興課等で配布）
- 研修費用：4万円／年
 - 申し込み：募集案内に添付の応募用紙に必要事項を記入し、2021年2月5日まで（消印有効）に郵送で農業振興課へ。
- 問い合わせ：農業振興課Tel 724-2166

～ 2020年度 新規就農者紹介 ～

- 名前：田中 溪（忠生地区）
たなか けい
- 経営概要：畑80a 田30a 山林1ha
- 就農前：東京農業大学付属農場に1年間勤務。その後、同大学農学部農学科および同大学大学院農学研究科農学専攻を修了。
- 農業を志したきっかけ：農家だった祖父に憧れて就農を決意しました。
- これからの抱負：皆様方と一緒に町田の農業を盛り上げていきたいです。まだまだ未熟者ですので、ご指導の方よろしくお願ひします。



農業委員会事務局よりお知らせ

●農業者年金に加入しませんか？

農業者年金は積立方式で、加入者・受給者数に左右されにくい公的年金です。

支払う保険料の全額が社会保険料控除の対象となります。

老後のために、ぜひご加入ください。

●全国農業新聞を読みませんか？

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である、農業委員会系統組織の全国農業会議所が発行する農業総合専門紙です。

★購読料 月700円

★発行日 毎週金曜日

編集後記

昨年の新型コロナウイルス流行の影響は多くの方々の想像を超えたものになったのではないのでしょうか。日常の安全安心の大切さを痛感するとともに、思わぬことへの「備え」の必要性も思い知らされた気がします。冷害による全国的な米不足の年を覚えていますか。「米作り農業体験」は米不足を契機に始めた事業です。当時の先輩方の危機感に思い至ります。食料自給率の低さにも目を向け、改めて農業の発展を図っていかねばならないと思いました。委員一同、今年が安全で安心して過ごせる年となることを願うとともに、この状況の中頑張っておられる皆様方のお役に立てるような編集に努めていきたいと思ひます。

【編集委員長】小野 【編集副委員長】山下 【編集委員】吉川、石阪、大澤、小林、細野
農業委員会事務局 Tel 042-724-2169 経済観光部農業振興課 Tel 042-724-2166